

## 匝瑳市環境保全条例 及び 同条例施行規則の抜粋

## 匝瑳市環境保全条例（平成18年1月23日条例第103号）《抜粋》

## 第3節 悪臭の防止に関する措置

（定義）

第37条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生し、及び排出し、又は飛散させるおそれのある施設であって規則で定めるものをいう。
- （2） 特定作業 著しい悪臭を発生し、及び飛散させるおそれのある作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。
- （3） 規制基準 発生し、及び排出され、又は飛散する悪臭の許容限度をいう。

（規制基準の制定）

第38条 市長は、悪臭を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規制基準を変更又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第39条 特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- （1） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- （2） 特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
- （3） 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- （4） 特定施設の構造
- （5） 特定施設の使用の方法
- （6） 悪臭の防止又は処理の方法（以下「悪臭の防止方法」という。）
- （7） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（特定作業の実施の届出）

第40条 特定作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- （1） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- （2） 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- （3） 特定作業の目的に係る施設
- （4） 悪臭の防止方法
- （5） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第41条 一の施設が特定施設となった際、現に工場等にその特定施設を設置している者(その設置の工事を行っている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際、現にその作業を行っている者(その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内に、それぞれ第39条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

2 第39条第2項の規定は前項に規定する特定施設に係る届出書について、前条第2項の規定は前項に規定する特定作業に係る届出書について準用する。

(構造等の変更等の届出)

第42条 第39条第1項、第40条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第39条第1項第3号から第7号まで又は第40条第1項第2号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設又は当該特定作業に係る悪臭の増加を伴わない場合はこの限りでない。

2 第39条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第40条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更勧告等)

第43条 市長は、第39条第1項、第40条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設又は特定作業(以下「特定施設等」という。)に係る悪臭が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又は悪臭の防止方法(以下「特定施設等の使用の方法等」という。)に関する計画の変更又は廃止を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その届出に係る特定施設等の使用の方法等に関する計画の変更又は廃止を命じることができる。

3 前2項の規定による勧告又は命令を受けた者は、当該勧告又は当該命令に従い、当該措置を講じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第44条 第39条第1項、第40条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。

2 市長は、第39条第1項、第40条第1項又は第42条第1項の規定による届出に係る内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第45条 第39条第1項、第40条第1項又は第41条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第39条第1項第1号若しくは第2号又は第40条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設等を廃止したときは、その変更又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第46条 第39条第1項、第40条第1項又は第41条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設等の目的に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第39条第1項、第40条第1項又は第41条第1項の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第39条第1項、第40条第1項又は第41条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第47条 悪臭を発生し、及び排出し、又は飛散させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第48条 市長は、特定施設等に係る悪臭が規制基準に適合しないと認めるときは、当該悪臭を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を命じることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、審議会の意見を聴いて当該特定施設の使用又は当該特定作業の一時停止を命じることができる。

4 第1項及び第2項の規定は、次条第1項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に必要と認められる期間内については適用しない。

5 第1項から第3項の規定は、第41条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から6月間（規則で定める施設等である場合にあっては1年間）は適用しない。ただし、その者が第42条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日を経過したときは、この限りでない。

(事故時における措置)

第49条 特定施設を設置し、又は特定作業を行っている者は、当該特定施設等について事故が発生し、当該事故に係る特定施設等から発生し、及び排出され、又は飛散する悪臭が規制基準に適合しないものとなったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じるとともに、その旨を市長に届け出て、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(屋外燃焼行為の禁止)

第50条 何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼の際著しく悪臭又はばい煙(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。)を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他の悪臭又はばい煙の発生を最小限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講じることを命じることができる。

.....

### 匠瑳市環境保全条例施行規則(平成18年1月23日規則第126号)《抜粋》

(悪臭に係る特定施設)

第20条 条例第37条第1号の特定施設は、別表第6に掲げる施設とする。

(悪臭に係る特定作業)

第21条 条例第37条第2号の特定作業は、別表第7に掲げる作業とする。

(悪臭に係る規制基準)

第22条 条例第38条第1項の規制基準は、別表第8に掲げるとおりとする。

(悪臭に係る特定施設の設置の届出等)

第23条 条例第39条第1項に規定する届出は、悪臭に係る特定施設設置(使用)届出書(第13号様式)の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

2 条例第39条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工場等の業種、主要生産品目及び工場等を有する法人又は個人の資本金若しくは出資金又は資産の総額
- (2) 工場等に常時勤務する従業員の数
- (3) 工場等の敷地面積、建築面積及び所在地の属する地域の用途地域の種類
- (4) 環境保全のための組織及び担当責任者の氏名
- (5) 工場等の通常の始業及び終業の時刻
- (6) 特定施設の設置工事予定年月日及び使用開始予定年月日

3 条例第39条第2項(第41条第2項及び第42条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- (1) 工場等に係る作業工程の概要を説明する書類
- (2) 悪臭の質及び程度に関する説明書
- (3) 悪臭に係る特定施設等の構造の概要図
- (4) 工場等の敷地の周囲約100メートル以内の見取図
- (5) 悪臭を防止し、又は処理する施設がある場合その概要図及び設置場所を示す図面

(悪臭に係る特定作業の実施の届出等)

第24条 条例第40条第1項に規定する届出は、悪臭に係る特定作業実施届出書(第14号様式)の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

2 条例第40条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工場等の種類、主要生産品目及び特定作業を行う法人又は個人の資本金若しくは出資金又は資産の総額
- (2) 特定作業に常時従事する従業員の数
- (3) 特定作業に要する土地の面積及び当該特定作業を行おうとする場所の属する地域の用途地域の種類
- (4) 環境保全のための組織及び担当責任者の氏名
- (5) 特定作業の開始予定年月日

3 条例第40条第2項(第41条第2項及び第42条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- (1) 前条第3項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる書類及び図面
- (2) 作業場の敷地内の建物等及び特定作業の目的に係る施設の配置図
- (3) 特定作業の目的に係る施設の構造概要図

(悪臭に係る特定施設等の変更の届出)

第25条 次に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

- (1) 条例第42条第1項の規定による特定施設に係る変更の届出 特定施設構造等変更届出書(第5号様式)
- (2) 条例第42条第1項の規定による特定作業に係る変更の届出 特定作業変更届出書(第6号様式)
- (3) 条例第43条第3項の規定による改善措置の届出 特定施設設置等計画改善措置届出書(第7号様式)
- (4) 条例第45条の規定による氏名等の変更の届出 氏名等変更届出書(第8号様式)
- (5) 条例第45条の規定による廃止の届出 特定施設等使用廃止届出書(第9号様式)
- (6) 条例第46条第3項の規定による承継の届出 承継届出書(第10号様式)

(受理書の交付)

第26条 市長は、条例第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出を受理したときは、受理書(第12号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

(事故発生届出)

第27条 条例第49条第1項の規定による届出は、電話等の迅速な方法により、行わなければならない。

(事故復旧届出)

第28条 条例第49条第2項の規定による届出は、特定施設事故復旧工事完了届出書(第15号様式)により、行わなければならない。

別表第6（第20条関係）

悪臭に係る特定施設

番号	施設の種類
1	食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 乾燥施設 イ 粉碎施設 ウ たん白質分解施設
2	繊維工業（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 樹脂加工施設 イ 漂白施設 ウ 植毛施設 エ 製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア タール又はアスファルト合浸施設 イ 吹付塗装施設 ウ くん蒸施設 エ 漂白施設 オ 切断施設 カ 粉碎施設 キ 研削施設
4	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア グラビア印刷施設 イ 金属板印刷施設
5	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 反応施設 イ 精製施設 ウ 抽出施設 エ 電解施設 オ 重合施設 カ 蒸発濃縮施設 キ 乾燥施設 ク 焙焼施設 ケ 粉碎施設 コ 造粒施設 サ 混合施設 シ 分解施設 ス 合成施設 セ 蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの

	ア 加硫施設 イ 混練施設
7	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 粉碎施設 イ 混合施設 ウ 溶解施設 エ 焼成施設 オ 乾燥施設 カ 研磨施設 キ 選別施設 ク 粉体用コンベヤー施設
8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 非鉄金属熔融施設 イ 熔融めっき施設 ウ 電気めっき施設 エ 酸洗施設 オ エッチング施設 カ 吹付塗装施設 キ 乾燥焼付施設 ク 粉碎施設 ケ 配合施設 コ 電解施設 サ 精錬施設 シ 研磨施設 ス 粉体用コンベヤー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 吹付塗装施設 イ 乾燥焼付施設 ウ 電気めっき施設 エ 貝がらの粉碎施設 オ 鶏ふんの乾燥施設
10	廃棄物の処分の用に供する施設
11	その他市長が定める施設

別表第7（第21条関係）悪臭に係る特定作業（省略）

別表8（第22条関係）

悪臭に係る規制基準

悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。

## 畜産農業施設に関連する規制法令

### 1 水質汚濁防止法

制度概要	<p>◎公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境の保全することなどを目的とする。</p> <p>○人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの、又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のもを含んだ汚水又は廃液水を流す施設を特定施設として定め、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置する時には、当該施設の設置届出、排水の排水基準遵守義務を有するとともに、排水基準に適合しない排水を排出するおそれがある時は、知事は当該事業者に対して改善命令等の措置を行うことができる。</p>
対象施設	<p>水質汚濁防止法施行令 別表1 (特定施設)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</b></p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> </div>

### 2 悪臭防止法

制度概要	<p>◎工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。</p> <p>○住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を規制地域として定め、当該規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準遵守義務を有するとともに、事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、市町村長は、該事業場を設置している者に対し、改善勧告及び改善命令を行うことができる。</p>
対象施設	<p><b>規制地域内における工場その他の事業場</b></p> <p>※施設の指定はなく、事業場から排出される悪臭原因物（特定悪臭物質）に対する規制</p> <p>物質濃度規制：アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で政令で定めるもの（22物質）</p>

### 3 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

制度概要	<p>◎畜産農業における家畜排せつ物の管理の適正化を図るための措置及び利用を促進するための支援措置を講ずることにより、畜産の健全な発展を図る。</p> <p>○家畜排せつ物の管理の適正化のための措置として、①農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準（施設の構造・管理の方法）の策定、②畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理、③都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施、④管理基準の適用については必要な経過期間（施設構造に関する基準：5年間、家畜排せつ物の発生量等の記録：3年）を設定、を規定している。</p>
対象施設	<p><b>家畜排せつ物に係る処理・保管施設全般</b></p> <p>※家畜排せつ物＝牛、豚、鶏その他政令で定める家畜（馬）の排せつ物と定義しているため、原則として、牛・豚・鶏・馬に係る堆肥舎等すべてが対象となる。</p> <p>ただし、小規模畜産農家（飼養頭羽数 牛・馬：10頭未満、豚：100頭未満、鶏：2,000羽未満）については、管理基準は適用されない。（施行規則第1条第2項）</p>

### 4 千葉県環境保全条例

制度概要	<p>◎生活環境の保全等に関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする</p> <p>○水質の保全に関する規制等として、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者は、一定の要件で定められた特定施設を設置しようとするときは、当該特定施設の設置届出、排水の排水基準遵守義務を有するとともに、排水基準に適合しない排水を排出するおそれがある時は、知事は当該事業者に対して改善命令等の措置を行うことができる。</p>
対象施設	<p>施行規則 別表第1（水質の保全に関する規制等に係る特定施設）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>3 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。</b></p> <p>イ 牛房施設（牛房の総面積が100平方メートル未満のものを除く。）</p> <p>ロ 馬房施設（馬房の総面積が100平方メートル未満のものを除く。）</p> <p>ハ 鶏舎（鶏の飼養羽数が1,000未満のものを除く。）</p> </div>

周辺市町における悪臭に係る特定施設及び規制基準 一覧

	銚子市	旭市	香取市	山武市	多古町	横芝光町
規制の根拠	銚子市環境保全条例施行規則	旭市環境保全条例施行規則	香取市環境保全条例施行規則	山武市公害防止条例	多古町公害防止条例施行規則	横芝光町公害防止条例施行規則
対象施設	<p>第20条 悪臭に係る特定施設</p> <p>10 畜産農業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 酪農又は肉用牛生産施設</p> <p>イ 養豚施設</p> <p>ウ 養鶏施設</p>	<p>第20条 悪臭に係る特定施設</p> <p>10 畜産農業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 酪農又は肉用牛生産施設</p> <p>イ 養豚施設</p> <p>ウ 養鶏施設</p>	<p>第20条 悪臭に係る特定施設</p> <p>10 畜産農業の用に供する施設であって次に掲げるもの</p> <p>ア 酪農又は肉用牛生産施設</p> <p>イ 養豚施設</p> <p>ウ 養鶏施設</p>	<p>第5条 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設</p> <p>10 畜産農業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（用途地域内に設置する場合）</p> <p>ア 酪農又は食肉牛生産施設</p> <p>イ 養豚施設</p> <p>ウ 養鶏施設</p>	<p>第3条 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設</p> <p>9 その他製造の用に供する施設であって次に掲げるもの</p> <p>ア 吹付塗装施設</p> <p>イ 乾燥焼付施設</p> <p>ウ 電気めっき施設</p> <p>エ 貝がらの粉碎施設</p> <p>オ 鶏ふんの乾燥施設</p>	<p>第3条 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設</p> <p>（畜産農業に係る施設の規定なし）</p>
規制基準	<p>第22条 悪臭に係る規制基準</p> <p>悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場合の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。</p>	<p>第22条 悪臭に係る規制基準</p> <p>悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場合の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。</p>	<p>第22条 悪臭に係る規制基準</p> <p>悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場合の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。</p>	<p>第8条 規制基準</p> <p>悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場合の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。</p>	<p>第6条 規制基準</p> <p>悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場合の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。</p>	<p>第6条 規制基準</p> <p>悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場合の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。</p>